

(第37号)

2017年4月15日

民権連通信

民主主義と人権を守る府民連合（民権連）

〒556-0024 大阪市浪速区塩草 2-2-31

TEL (06) 6568-2031 fax (06)6568-2047

～「差別解消法」の問題点～

徹底討論のつどい（4／8）



4月8日（土）大阪国労会館で『「差別解消法」の問題点 徹底討論のつどい』（主催：民権連）が開かれました。当日は三重・京都・兵庫・滋賀・奈良・和歌山からを含め70名余の参加者がありました。

チューターとして伊賀興一弁護士（自由法曹団）は、『「部落差別の解消の推進に関する法律」をどう捉えるか』を報告（別項レジメ

掲載）。行政法解釈の手法、法の分析、同和行政に内在していた二つの矛盾について触れ、「この法律の解釈運用において、新たな同和行政を行うことは許されないし、その視野に入っていない、と断言できる」とのべました。

谷口正暁委員長は、「部落問題の解決とは、封建制の残滓である『旧身分』に拘ることなく同じ市民として普通に暮らす、普通にお付き合いができる社会を実現することです」（国民融合）とのべて、この間の大阪での運動の経過と部落問題解決の到達点を紹介し、部落問題はすでに「市民社会における自由な意見交流を通して国民相互の関係の中で完全に解消されるべき」段階に到達していると指摘しました。

討論では、「2月に文科省が『「部落差別解消法の施行について』を各都道府県や政令市に送付し、府教委も通知を出している、国会での審議や附帯決議の学習をして、学校で広めていくことが重要」（大教組）、「3月議会で差別解消推進法を取り上げた、新たな差別を生み出さないということは認めさせた」（茨木市議）、「長年地域に住んでいたが、一切差別はなかった。全く関係なかった。今更何を言うてるねんとびっくりした」（民権連会員）等8人の方からの報告や意見が出されました。最後に伊賀弁護士は、個別の問題は共同デスクで対応をはかる、そして「今回の法律は我々が言ってきたことをそのまま書いている。この法律を武器に使うということも必要かもしれません」とまとめました。



レジメ 「部落差別の解消の推進に関する法律」をどう捉えるか

2017年4月8日

弁護士 伊賀興一

- 1 私に課せられた課題は、この法律を、どう捉え、どう対応するのが必要かつ妥当か、を明らかにすることです。

行政法解釈の手法

法制定の立法事実が明確か・・・制定時の実情と課題についての理解と評価
法文上、行政権限と責務が明確か・・・理念法か財政法か、積極行政か消極行政か
市民にどのような義務を課しているか・・・違反の場合の強制措置の有無
市民に不服申立権が認められているか・・・救済措置がない強制は憲法違反

- 2 法の分析を行ってみましょう

法の表題・・・「部落差別の解消」の推進に関する法律

法の目的・・・部落差別解消に関し基本理念を定め、定義もできず不明確

並びに、国、地方公共団体の責務を明らかにするとともに 具体性なし

相談体制の充実等について定めることにより 3つの施策に限定

部落差別の解消を推進し 従前行政の到達点に立脚

もって、部落差別のない社会を実現することを目的とする

基本理念・・・部落差別の解消に関する施策は、すべての国民が等しく基本的人権を享有する個人として尊重される理念にのっとり、部落差別のない社会を実現することを旨とする

具体的施策・・・相談体制の充実・・・的確に応じる、不法行為、人権侵害救済の方途

教育及び啓発・・・必要な教育啓発とは何か、疑問

部落差別の実態に係る調査・・・調査は可能か、妥当か、疑問

日本の近代史において、同対審答申以来の同和行政の実践と2002年3月終了宣言を基本的土台としていると解釈される。

必要が認められる範囲における具体的施策に限定だが、その的確性には疑問

これまでの同和行政の到達点に立脚した「部落差別解消」の推進と理解すべき

衆参両院の各付帯決議も解釈において重要

衆議院・・・法は適正かつ丁寧な運用に努める

参議院・・・かねての差別解消の阻害要因を踏まえ、新たな差別を生むことがないよう、慎重に留意

- 3 もともと、同和行政には二つの矛盾が内在していたのです

一つの側面は、関係地域を行政が指定、特定し、その生活環境等の改善を通じて、差別意識の生じる要因を減少、解消するという条件整備行政

いま一つは、差別とは何かという根本問題に、行政が主体性をもって解明することが阻害されてきた側面

同和行政をめぐる誤った行政の見方を、矢田民事大阪地裁判決が厳しく批判

「同和教育の推進あるいは同和問題の解決をすすめるについては、さまざまな意見や理論的対立の存在することが考えられるが、特定の思想なり運動方針に固執するものが、右のような差別文書の定義（なにが差別かは差別を受けたものが決定する、筆者）を採用するときには、差別文書の解釈、運用の仕方如何によって容易に反対意見を封ずる手段として利用され、同和教育の推進あるいは同和問題の解決に対する自由な批判・討論が不活発となり、右問題に対する開かれた、自由な雰囲気になくなって、ついには一定の考え、思想が独善に落ち込み、反対の理論ないし思想の存在、更には、その考えや思想に同調する人々の存在をも許さないという結果に陥ることになる。」

この判決が地対協基本問題意見具申に、「同対審答申に触れられていない新たな阻害要因の対策」が明記された。

- ① 行政の主体性の欠如は重大な阻害要因、深刻な反省が必要
- ② えせ同和団体の横暴を許さない
- ③ 同和関係者の自立を阻害する施策は行わない
- ④ 自由な意見交換こそ、問題解決のかなめであり、その阻害要因は断固排除する

こうした過程を経て同和行政は、2002年3月、「同和問題の早期解決が国民的課題であるとの認識のもと、33年間にわたり関係諸施策を推進してきた結果、同和地区における生活環境が大幅に改善され、「対象地域と関係者を限定した特別対策は終了」するとの総務大臣談話が発せられ、特別施策を行うことがかえって同和問題の解決の阻害要因となることを内外に明らかにしたと解されている。

参院の付帯決議は、これらの同和問題解決に対する新たな阻害要因の指摘と毅然とした対処について改めて指摘した

その意味では、この法律の解釈運用において、新たな同和行政を行うことは許されないし、その視野に入っていない、と断言できる

4 解消推進法は、どう捉えるべきでしょうか

法は、同和行政終結から14年たった今日、その必要性を示したとは言えない
理念法としては概念規定すら置けない不十分なものであり、財政法でもない
期限を示していないことなどから、部落恒久化法という批判すら生じる弱点を持つ
しかし、この法律は、新たな同和行政、同和教育を要求する根拠たり得ない
相談体制、教育啓発、実態調査は、同和に特化した必要を示す実情があるのか疑問
同和行政終結から14年、何が生まれ、何が解消されたか、その実態に学ぶ必要
この法律は必要だったのか、速やかに廃止することが本来望まれる（以上）

府教育庁交渉（3/24） ～部落問題学習の廃止を求める～



3月24日（金）、要望書にもとづいて大阪府教育庁との交渉を行いました。今回の交渉では国や大阪府が確定してきた方向を府教育庁が尊重し、その立場に立って教育行政を行っていくことを求めました。『部落問題の解決』の到達段階を明らかにすること」の項

では、大阪府府民文化部人権局が示した「実態把握」（平成28年1月22日）についての見解を求めました。府教育庁は「実態把握の結果及び専門委員の意見から推認できること」で示された3点を読み上げ、

○対象地域で見られる課題の現れ方は多様であり、一括りにすることはできない。

○対象地域と同様の課題の集中が、対象地域以外にも見られる。

○対象地域で見られる課題は、必ずしも全てが部落差別の結果と捉えることはできない。「府教育庁も同じ認識か」との質問に対して「そうです。大阪府としての見解が大前提になると思っている」と答えました。

次に昨年12月16日に制定された「部落差別推進法」附帯決議に対する認識を尋ねました。府教育庁は参議院の附帯決議を全文読み上げ、「大阪府もこの附帯決議は守るということですね」の質問に対して「もちろん、法で決められたことですから、法遵守の精神から附帯決議を含めて守っていく立場にある」と答えました。

その次に、2002年3月法失効の時に国が示した「特別対策が終了した理由について」尋ねました。府教育庁は、国が示した3つの理由を読み上げ、「これは国からの考え方ですのと同じと考えています」と答えました。

民権連は府教育庁がこうした立場を堅持し、「地区」「当事者」等と何の根拠もない教材が今も使われていることを是正するよう、また2015年1月21日に府教委が示した回答（被差別部落は今もあるのかという生徒の疑問に『今は、もう被差別部落なんてないよ』と指導する）「一定の地域に対して、ここが『同和地区』というものはない」を周知徹底させるよう求めました。（交渉内容は「民権連通信」号外4月にも掲載予定）

民権連第14回定期大会

日時 6月11日（日）13:30～16:30

場所 きづがわ医療生協会館（民権連事務所）

大阪市浪速区塩草2丁目31 tel 06-6568-2031

<第一部>第14回定期大会

<第二部>懇親会 ※今から参加予定をお願いします。

